# 農地集約化支援ガイドブックを 活用した『人・農地プラン』作り 標準作業手順書

- 公開版 -



# 改定履歴

版 数	発行日	改定者	改定内容
第1版	2020年10月21日	白川 隆	初版発行

2020年12月22日

# 目次

1.	技	術の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⋯ 1
	•	本手順書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 1
	•	担い手への農地集約化が求められている背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⋯2
	•	担い手への農地集約化の効果が現れた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⋯4
	•	担い手への農地集約化にむけた行政の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⋯5
	•	技術の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	•	想定される導入先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	•	経営や地域への効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	•	免責事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2.	取	り組みの全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	•	農地集約化に向けたステップの全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3.	地	域農業における悪循環からの脱出に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•11
	•	危機意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.11
	•	地域農業の現状把握と将来動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.11
4.	ス	テップ 1 農地集約化に向けた推進体制作り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·13
	•	推進チームを中心とした体制作り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·13
	•	担い手を組織化する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·14
5.	ステ	Fップ゜2 地権者世帯への働きかけとプラン作り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·16
	•	地権者等個々の考え方を地域の「総意」として取りまとめる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·16
	•	ワークショップ型座談会を通じたプラン作りの進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•16
	•	推進チームの活動項目の抽出・整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•18
6.	ス-	テップ3 人・農地プランの策定と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.20
	•	人・農地プランの実現に向けた地権者の説得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•20
	•	チェックシートを用いた進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.20

7.	導	入効果と導入先進地域の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	•	岩手県滝沢市での実績と農地集約化の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	•	茨城県稲敷市での実績と農地集約化の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	•	モデル分析による農地集約化の効果の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	•	全国アンケートの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
8.	農	地集約化の先進事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	•	農地集約化の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	•	事例 1:大規模経営と営農継続希望の農業者が併存する中で地域を考慮した	<u>-</u>
		中長期の視点での農地集約化を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	•	事例2:人・農地プラン、農地中間管理機構を活用した法人経営の形成と農地	也
		の形成と農地の面的集積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	•	事例3:集落営農法人等の設立と担い手法人の連携通じた農地管理体制	
		の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	•	事例4:地権者への「終わりの認識」づくりを通じた地域外の担い手への委託と	
		地権者と担い手の連携関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	•	事例 5 : 実需者との連携に向けて担い手法人が遊休農地を再整備し農地を	
		集約化······	42
	•	事例6:行政主導のトップダウン方式で遊休農地を再整備し、農外企業等	
		を誘致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	•	事例7:大規模借地経営自らが農地の調整主体となる面的集積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	•	事例8:町農業公社主導による大規模借地経営の農地の面的集積・・・・・・	51
		参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
		担当窓口·連絡先······	54

# 1. 技術の特徴

#### ■ 本手順書の概要

● 本手順書は、農地集約化支援ガイドブック 2020 年版の概要版であり、項目の詳細内容について参照できるように注釈があります。また、各地域の農業関係機関の担当者が農地集約化(面的にまとまって担い手が利用できる状態)に向けて地域での話し合いを上手に進めるために活用するものです。手順書の全体像は、下図の通りです。

#### プロセス名

農地集約化支援ガイドブックを活用した農地集約化支援フロー

#### SOPの目的/目標

農地集約化によって、地域農業の担い手がまとまって農地を利用できるようになることで、 地域の農地資源を維持・活用し、担い手農家の生産性向上を目指します。

#### 標準手順

- ①担い手への農地集約化の必要性と課題
- ・年齢別基幹的農業従事者数や10ha以上の経営体の推移を農業センサスで把握
- ・大規模水田作経営の規模拡大に伴うほ場の分散状況を把握
- ・大規模水田作経営のほ場分散とほ場間移動時間に関する調査結果を把握
- ②農地集約化の効果
- ・実際に農地の集約化効果が現れた事例を把握
- ・先行研究結果からほ場条件の改善効果を把握
- ③農地集約化に向けた推進体制作り(ステップ1)
- ・農地集約化に関わる関係者の洗い出しと推進チーム体制の構築
- ・担い手の組織化と農地集約化に向けた取り組み
- ・農地集約化支援システムの利活用方法を習得
- ④地権者等への働きかけとプラン作り(ステップ2)
- ・地権者等個々の考え方を地域の「総意」として取りまとめる
- ・プラン作りに向けたワークショップ(WS)による各論づくり
- ・推進チームのプラン作りに向けた「活動項目」の策定
- ⑤人・農地プランの実践と進行管理(ステップ3)
- ・人・農地プランの実現に向けた地権者への対応
- ・SPDCAサイクルによる評価とプラン改定の実施

#### ■ 担い手への農地集約化が求められている背景

#### ① 担い手への農地集積の進展

● 全国の総農家(販売農家+自給的農家)数は、2000 年から 2015 年までの期間に 31%減少する一方で土地持ち非農家が 30%増加しました(図1)。



図1 農林業センサスに基づく農家および土地持ち非農家数

- そこで、茨城県南西地域の 10 市町を対象に 2015 年の農林業センサスのデータを 用いて 2030 年の離農予測シミュレーションを実施しました(表 1 )。
- 2015 年の販売農家(実数値)である 13,735 戸は、2030 年にその約 67%が 離農し、その結果 19,081ha の農地の預け先の確保が必要になります。

					_	
		2015年		2030年	8	
担い手	農家数	199	戸	199	戸	
	経営面積	5,009	ha	24,090	ha	
	シェア率	15	%	73	%	
	平均面積	25	ha	121	ha	(4.8倍)
地域全体	農家数	13,735	戸	4,566	戸	(66.8%減)
	経営面積	33,164	ha	14,083	ha	(19,081ha減)

表 1 離農予測シミュレーション

● 現在の担い手 199戸(平均 25ha)がそれらを全て引き受けると仮定すると、2015年からの 15年間で、現状の経営規模は 25ha から 121ha へと、実に平均 4.8倍もの規模拡大が必要になるとの予測結果が示されています。

#### ② ほ場分散による効率低下が問題に

- 担い手が農地を借り入れて集積し規模拡大を実現できても、圃場分散のために圃場間の移動に多くの時間を要すなどの非効率が発生することも少なくありません。表2をみると、圃場分散のために圃場間の移動に多くの時間を要す(移動時間だけで、作業時間の10~15%を占めています)などの非効率が発生しています(参考資料1のP1~4参照)。
- こうした圃場分散の状況下では、「大型機械等利用の制約」、「利用できる栽培技術の制約」、「水管理・畦畔管理作業の粗放化」、「収量や品質の低下」、さらに「産地としての市場評価の低下」等の問題発生のリスクを高めます。
- 地域や集落では、これらリスクに対する危機意識の欠如が原因となり、農地集約化に むけた話し合いがまとまらないといった悪循環に陥る懸念が生じます。

表 2 大規模水田作経営の圃場分散と圃場間移動時間

作業		事例	圃場間の 移動回数 (回)	延べ作業 圃場枚数 (枚)	孤立圃場 数割合 (%)	合計作 (時		移動時間 , の割合 (%)	1日平均 移動時間 (時間)
		B経営	50	46	42.4	56.7	8.6	15.3	0.7
	代かき	C経営	72	67	66.1	92.0	10.7	11.7	0.8
		E経営	153	142	50.5	169.6	24.6	14.5	1.1
トラク	小麦	C経営	37	37	38.9	28.0	4.2	15.1	0.5
タ作業	播種	E経営	94	100	47.8	63.7	8.7	13.7	0.7
	大豆	B経営	52	44	32.1	79.5	9.1	10.5	0.8
	播種	C経営	49	48	52.5	41.3	4.3	10.4	0.4
	加生	E経営	43	72	40.0	62.3	5.8	11.2	0.5
コンバ	大豆	B経営	49	44	41.2	55.2	8.5	15.5	0.7
イン	収穫	C経営	49	46	48.7	38.8	5.7	14.6	0.5
作業	机划支	E経営	116	145	50.5	144.7	16.7	11.6	0.5

資料:梅本雅(2010)「圃場分散に伴う団地間・圃場間移動の実態 - 茨城県西部の大規模水田作経営を事例として - 」『関東東海農業経営研究』100、pp.55-58.

#### ■ 担い手への農地集約化の効果が表れた事例

経営体Aは、2008~2018 年に経営面積は 68ha から 142ha に、また、圃場枚数は 176 枚から 379 枚に増加しています(図2)。



図 2 経営体 A の圃場枚数と一筆当たり平均圃場面積の推移

注:詳細は「ガイドブック 2020 年版」 5~6 頁参照

- 規模拡大に伴い圃場枚数は増加しましたが、逆に一筆当たり平均圃場面積は 2008年の39aから2013年には32aに減少(図中の緑色の線)しています。
- これは、借入農地が分散していることに加えて、一筆当たりの圃場面積が相対的に小さかったことが原因と考えられます。
- ところが、2014 年頃以降は、経営規模が順調に拡大する一方で、圃場枚数の増加は緩やかになり、さらに、一筆当たり平均圃場面積が拡大(32 a →37 a)に転じています。

- その要因は、分散していた圃場の間が借地できたことで集約化が進んだこと、畦畔除去に地権者からの同意を得られたためです。
- その背景には、地権者の高齢化や世代交代だけでなく、経営者 A 氏の地域農業に対する姿勢もあり、地権者から地域農業の重要な「守り手」として認知されたことが大きく影響しています。

#### ■ 担い手への農地集約化にむけた行政の取り組み

#### ① 農地中間管理機構の取り組み

上記のような担い手への農地集積・集約化と農地の確保のため、2014 年に各県において 農地中間管理機構が設置されました。各県では、2023 年に担い手の農地利用集積のシェ アを 8 割にするという目標にむけた人と農地の問題解決に向けた活動が行われています (詳細は下記の農林水産省 HP 参照、また、全体概要は次ページ参照)。

(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/index.html)

#### ② 人・農地プラン実質化の取り組み

また、農業者が話し合いに基づいて、地域農業における中心経営体や地域における将来のあり方を明確化し、市町村により公表される「人・農地プラン」を実質化するため、2019 年度から以下のような取り組みが始まっています(具体的な進め方についてのポイントは、下記の農林水産省 HP 参照、また、本手順書 P10 参照)。

(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito\_nouchi\_plan.html)

- 市町村においては、既に作成した「人・農地プラン」について、取り組みの結果に基づき、 実質化できている区域を公表します。
- 実質化できていないと判断された地域は、実質化に取り組むための工程表の作成に 取り組むこととなります。
- 工程表の作成・公表後は、①アンケートの実施、②地図の作成を通じた現状把握、 ③地域の話し合いを進めることとしています。

人と農地の問題解決に向け

を活用しましょう。

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。 機構を活用すれば、人・農地プランを作成・実行しやすくなります。

#### 機構はこんな仕組みです

公的機関だから 安心して貸せます。

農地を 貸したい人 貸付け

都道府県 農地中間管理機構 (都道府県の第3セクター)

必要なら大区画化等 も行います。

貸付け (転貸)

農地を 借りたい人

まとまった使いやすい 農地が借りられます。

機構に貸し付けた人に 協力金が支払われます。

#### こんな使い方ができます

#### リタイアするので農地を貸したいな!

と思ったら・・

機構に農地を貸して下さい。 お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

#### 利用権を交換して分散した農地をまとめたいな!

と思ったら・・

関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。 機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します

#### 新規就農するので農地を借りたいな!

と思ったら・・

機構から農地を借りられます。

#### 地域ぐるみで活用しましょう



- 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、地域に協力金が支払われます。
- 青年就農給付金、農の雇用事業、スーパーL資金等の支援は、引き続き受けられます。

お問合せ、ご相談は、都道府県、市町村または最寄りの地方農政局等までご連絡下さい。

ご相談窓口や人と農地の問題解決施策に関する詳しい 農水省 人・農地問題 検薬 農林水産省 情報は、ホームページでご覧になれます。



#### 人・農地プランの具体的な進め方について(ポイント)

#### 人・農地プランの様式

様式への記載事項は、地域の現状と課題、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針に簡素化し、出し手の個人名などの 詳細な記載は任意事項とする。

#### 一定の要件を満たす産地計画等を人・農地プランとみなす

果樹の産地計画、多面的機能支払交付金の地域資源保全管理構想、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農地中間管理機構関連農地整備事業等の整備計画などの取組の過程で、人・農地プランの実質化の取組と同じ方法により、話合いの結果として農地利用を担う中心経営体を決定した場合には、関係市町村の判断により、人・農地プランとみなすこととする。

#### 人・農地プランの具体的な進め方

#### 1 人・農地プランの実質化の要件 以下の①から③までが行われている人・農地プランを「実質化された 人・農地プランとする。

① アンケートの実施

対象地区の相当部分(少なくとも過半)について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 租況把据

対象地区において、アンケート調査や話合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

- ③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成 対象地区を原則として集落に細分化し、5年から10年後に農地利 用を担う中心経営体に関する方針を定めること。
- ※ 既存の人・農地ブランであっても、集落など話合いの単位である区域内の過半の農地について、近い将来の出し手と受け手が特定されているものについては、既に実質化された人・農地ブランとする。

#### 2 推進体制の構築

市町村は、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク等の地域のコーディネーター役を担う組織と調整の上、推進体制や役割分担を明確にすることとする。

#### 3 実質化された人・農地プランの検証

市町村は、プランで定めた「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針」の進捗状況について確認し、中心経営体への農地の集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、検証を行うこととする。

#### 4 工程表の作成・公表

市町村は、人・農地ブランの実質化に取り組むに当たり、対象地区ごと にその実情に応じた工程を明らかにし、9月末を目途に公表する。

### 農林水産省 HP(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito\_nouchi\_plan.html)

### ■ 技術の特徴

- 本手順書は、担い手への農地集約化に取り組む農地中間管理機構や市町村などの 関係機関にむけて 2020 年 3 月に公開した農地集約化支援ガイドブック 2020 年 版(農水省経営局の「人・農地プラン IHP でも公開) を活用する際の手順書です。
- 農地集約化によって、地域農業の担い手がまとまって農地を利用できるようになることで、地域の農地資源を維持・活用し、担い手農家の生産性向上を目指します。
- 具体的には、体制づくり、プラン作り、進行管理といった3つのステップごとに、担当者が 行うべき取り組みの内容や話し合いのポイントを体系的に整理しています。
- また、農地集約化支援の取り組みで活用できるアプリケーションツールや情報について も紹介しています。

#### ■ 想定される導入先

● 「人・農地プランの実質化」を担う市町村の農政担当者(農業委員会事務局等)、 農地集積を目指す農地中間管理機構の職員、担い手育成型の基盤整備事業に 取り組む土地改良区職員などを想定しています。

#### ■ 経営や地域への効果

● 話し合いによって担い手が明確になり、担い手への農地集約化が進み、また、面的農地集積により、農作業の効率化が進むことにより、地域の農地が維持され、耕作放棄地の解消も期待できるといった効果が期待できます。

#### ■ 免責事項

- 農研機構は、利用者が本手順書に記載された技術を利用したこと、あるいは何らかの 理由でガイドブックを利用できないことによる結果について、一切責任を負いません。
- 本手順書に記載された SPDCA サイクル(S:Search(調査) P:Plan(計画) D:Do(実行) C:Check(評価) A:Act(改訂)サイクル(循環))に 示したスケジュールは、岩手県滝沢市農業委員会における例であり、経済的・地理的 条件等により変動することにご留意ください。
- 本手順書に示した経営上の効果は、あくまでも茨城県龍ケ崎市における実証試験での実測値を基にモデル・シミュレーションを用いて試算した値です。
- 経済条件、地理条件、気候条件、圃場規模、品種系統、取引形態や流通・販売 状況その他の条件により変動することにもご留意ください。
- 本手順書に記載の技術の利用により、この通りの効果が得られることを保証したものではありません。
- 本手順書に記載の図表はクリエイティブ・コモンズ 4.0 表示の CC-BY に該当し、本ライセンスに従い、利用者は引用元を明記(リンク先の提供など)すれば資料の再配布・加工は営利・非営利目的に関わらず認められています。

# 2. 取り組みの全体像

#### ■ 農地集約化に向けたステップの全体像

- 農地集約化に向けたプランの作成・実現には、推進体制の構築とSPDCA(Search (調査) – Plan(計画) – Do(実行) – Check(評価) – Act(改訂))
   サイクル(循環)の視点に基づいた取り組みが欠かせません。
- そこで、本手順書における推進チームを中心としたプラン作成の推進体制と農地集約 化に向けた推進チームの取り組みの全体像を示します。
- 以下では、図3の左下の現状から3つのステップを通じて、担い手への農地集約化に向けた地域農業改革の取り組みを説明していきます。

### ① 現状 担い手の確保・育成に向けた地域農業改革が進まない

- 地域農業に対する危機意識の不足や地域内の話し合いや合意形成が不十分では、 地域農業における担い手の確保・育成に向けた地域農業改革が進みません。
- プラン作りを通じて地域農業改革に取り組むことが大切です。

### ② ステップ 1 担い手への農地集約化に向けた推進体制作り

- 地域の状況に応じた推進体制作りに取り組みます。
- 併せて、担い手の現状把握とその組織化を図ります。

### ③ ステップ 2 人・農地プラン作りに向けた準備と地権者世帯への働きかけ

- 推進チームは、対象地域の調査・分析(S:Search)を通じて現状を把握し、チーム内で現状認識を共有します。
- 推進チームは、プラン作りに向けて準備すべき項目やそれに基づいた工程表等を整理 したうえで、対象地域の農業者や地権者に農地集約化に向けた働きかけを行い、地 域の総意となるようプラン作りに取り組みます(P:Plan)。

### ④ ステップ3 人・農地プランの策定と実現に向けた進行管理

- プラン実現に向けて農業者や地権者の感情に配慮しながら働きかけを行います (Do)。
- プラン実現に向けて、年度毎の進行管理を行います(C:Check)。
- 進行管理結果を元にプランの継続的な改定を行います(A:Act)。

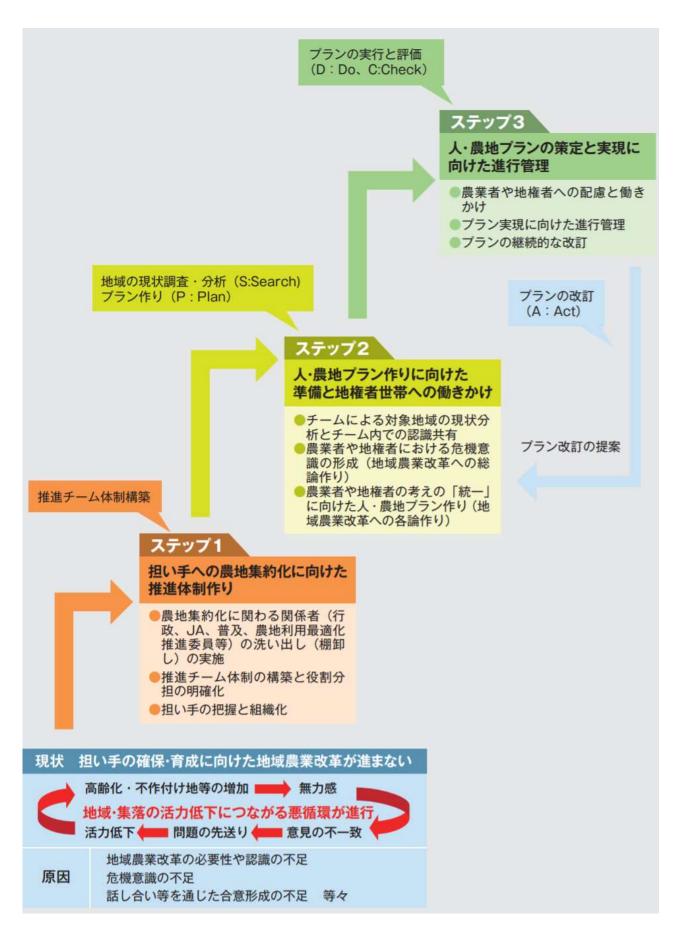


図3 人・農地プランの作成・実現に向けた全体像

# 3. 地域農業における悪循環からの脱出に向けて

#### ■ 危機意識の醸成

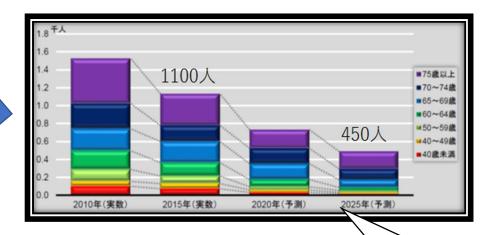
- 今日、高齢化が急速に進むなかで、担い手の確保・育成や集落営 農法人の組織 化等に向けた地域農業改革に取り組まなければ、地域や集落では、農業についての 将来方向が見通せない「悪循環」に陥る懸念が生じます。
- 悪循環が発生する背景には、「地域農業改革の必要性や認識の不足」「危機意識の欠如」「話し合いを通じた合意形成の不足」等があります。
- ごうした状況に陥ると「地域の農業者における脱力感(何をやっても無理等のマイナス感情)の増大」→「地域の農業者等の間の意見の不一致や対立」→「解決すべき問題の先送り」→「一層の地域の活力低下」→「高齢化や不作付地、耕作放棄地等のさらなる増加」といった悪循環を招きかねません。
- 悪循環の回避に向けては、地域農業の担い手(農業経営体、集落営農法人、新規参入者等)を確保し、これら担い手の経営基盤が確立できるよう農地集約化に向けた「地域農業改革」に取り組むことが重要です。

### ■ 地域農業の現状把握と将来動向

- 農業は定年が無く、高齢農業者の多くは「体力が続く限り営農を続けたい」等の意向を持ちます。しかしながら、それでは地域農業の担い手の確保・育成が進みませんし、 急な病気や機械の破損等で農地貸付を希望してもすぐに委託先が確保できない恐れがあります。
- そのため、高齢化が深刻化する中では、地域農業の現状を地権者等に説明し、地域 農業への適切な「危機意識」を醸成し、それを地域全体で共有する必要があります。
- そこで、農研機構では、このような問題解決ツールとして市町村別に農地と担い手の将来動向を視覚的に確認できる『2025 年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報』を提供しています(次ページ、参考資料)。

### <参考資料>(https://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/)

#### 2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報 操作手順 1. 地域農業情報を知りたい市町村の都道府県を選択して「都道府県選択」ボタンをクリックして下さい。 2. 選択した都道府県の市町村(2015年時点)の一覧が表示されるので、取得したい市町村名をクリックして下さい。 3. クリックした市町村の地域農業情報を整理したPDFファイルが表示されます。 都道府県の選択 ○青森県 ○ 北海道 ○ 岩手県 ○ 宮城県 ○ 秋田県 ○山形県 ○ 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 ○ 千葉県 ○ 東京都 ○ 神奈川県 ○ 新潟県 ○ 富山県 ○ 石川県 福井県 該当する都府県を選び、 ○山梨県 ○ 長野県 ○ 岐阜県 ○ 静岡県 ○ 愛知県 ○ 三重県 次に市町村をクリックす ると市町村毎の将来予測 ○滋賀県 ○ 京都府 ○ 大阪府 兵庫県 ○ 奈良県 ○ 和歌山県 結果をPDFファイルで ○鳥取県 ○島根県 ○ 岡山県 ○ 広島県 ○ 山口県 確認できます。 ○ 徳島県 ○ 香川県 ○ 愛媛県 ○ 高知県 ○ 福岡県 ○ 佐賀県 長崎県 ○ 熊本県 ○ 鹿児島県 ○ 沖縄県 ○ 大分県 ○ 宮崎県 都道府県選択



出力結果の一例 「農業センサスに基づく農業 就業人口予測の将来像」

# 4. ステップ 1 農地集約化に向けた推進体制作り

#### ■ 推進チームを中心とした体制作り

地域農業に対して適切な「危機意識」を持つことは、地域内の話し合いのきっかけ(総論)作りに役立ちます。この話し合いに当たっては、推進チームを中心とした体制作りを行います。

#### ①各関係者の役割・スキルの明確化

● 関係者の所属や職能に応じて「担当する具体的内容」、「主・副担当、相互の連携関係」等を明記した、関係者の役割分担表(所属、氏名、連絡先等を含む)を作成します。役割分担表により、関係者間の役割が明記されることで、課題に応じて誰に尋ねれば良いかが一目瞭然となります(表3)。これは、推進チーム体制づくりの基礎情報となるだけでなく、推進委員等の地域リーダーにおいて、「どこの誰に相談すればよいか」といった相談窓口の明確化にも役立ちます。

表3 推進チームの役割分担表(例)

	所属	役	場	J	A	普及 農業委		員会	土地改良区	機構
	部課・担当	農政課	農政課	営農課	販売課	〇〇班	事務局	委員	委員	駐在員
	氏名	Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I
	連絡先									
項目	内容				◎主	担当、〇	副担当			
	農地中間管理事業概要	0	0				0	0		0
農地中間	人・農地プラン概要	0	0				0	0		0
管理事業	助成金関係	0	0				0	0		0
	先進地情報	0				0				0
	現状営農意向•要望把握			0	0	0		0		
	担い手組織事務局	0		0	0	0				
担い手	担い手間の連絡調整			0	0	0				
	新規参入者		0	0		0				0
	支援事業等 助成金	0	0							
	大規模営農技術			0		0				
技術·販路	品目拡大と販売先			0	0	0				
	加工、6次産業化			0	0	0				
	営農意向把握			0		0		0		0
地権者	集落の話し合いの体制づくり	0	0	0		0		0	0	0
地惟伯	ワークショップ開催・運営	0	0	0		0		0	0	0
	農機具処分情報等			0						
	圃場の簡易整備	0							0	
圃場	獣害対策	0				0			0	
	担い手と地権者との役割分担		0	0				0		0
	地権者情報		0	0			0		0	
農地権利	農地台帳の整備・調査						0			
	相続関係		0				0			

注:◎は主担当、○副担当を示す

#### ②推進チーム作りのポイント

● 地域リーダー、外部リーダーなど、農地集約化に関わる関係者を洗い出します(人材の棚卸し)。地域リーダーは、農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)、土地改良区委員(地域の状況に応じて担い手が該当する場合もあります)から選定し、担い手の農地集約化に向けた話し合い・体制作りに向けた地域の「仕掛け人」になってもらいます。外部リーダーは、市町村行政、県行政・普及機関、JA、農地中間管理機構等の職員等から選定し、地域リーダーが気づかない点や地域リーダーからは言いだしにくい事柄を指摘する「代弁者(汚れ役)」になってもらいます。

#### ■ 担い手を組織化する

プラン作りにあたっては、まず、担い手自身の組織化を図ることが不可欠です。担い手を組織化するにあたっては、単なる農地の権利移動である「流動化」から、農地の預け先を特定の担い手に明確化した「集積化」、さらに担い手間の借入地の交換等を通じて圃場の団地化を図る「集約化」に向けた取り組みを行うことで、担い手の経営発展により大きな効果が得られるという「共通認識」を形成します。

- 担い手が農地借入時に、優良農地に限った借入や自己のみに有利な行動を取ると、 地域(地権者)からの批判や地域との対立等を生じかねないため、地域規範的な 意識作り、先行者模倣的な意識作り、地域との良好な関係性構築に向けた意識作 りを図ります。
- 担い手が支払う借地料に違いがあると、担い手間での農地の交換等を通じた集約化の妨げとなるため、借地料の調整を行います。地域内の借地料の目安を提示している農業委員会もありますが(表 4)、地域内に農協出資型法人があれば、その法人が支払う借地料を基準に担い手組織を通じて地域内の借地料を調整することも有効です。

### 表 4 農業委員会が公開している年間の借地料水準(例)

単位:円、10a

水田	平均額	最高額	最低額	データ数
平坦部	12,000	20,000	5,000	850
中山間部	5,000	10,000	4,000	100
山間部	4,500	9,000	3,000	20

- なお、現経営主(親世代)で取り決めた借地料を後継者世代に移行後は変更しづらい場合があります(「先代が決めたことだから…」)。このため、現経営主で借地料の調整問題を解決しておくことは後継者への財産となります。「親世代で片付けておくべき事柄だ」として取り組みましょう。
- 現経営主では、過去の経緯等による感情的理由から、担い手間での農地の交換等を通じた集約化の重要性を理解していても、実現が難しい場合も少なくありません。そうした場合は、後継者世代の組織化を図り、後継者間の横のつながりを世代交代の前から構築することで、世代交代を契機に農地交換による集積化を進める準備をしておくことが有効です。

# 5. ステップ2 地権者等への働きかけとプラン作り

# ■ 地権者等個々の考え方を地域の「総意」として取りまとめる

- 推進チームは、前述の『2025 年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報』や 『営農意向調査』等対象地域の農業を取りまく状況を正確に調査・分析(S: Search)し、現状を理解しておく必要があります。
- 適切な「危機意識」が、地域の地権者等と推進チームと間の「共通認識」となれば、 地域農業改革に向けたプラン作りの「きっかけ」になります。
- これは、担い手への農地集積化に向けた地域の「総論」作りとなります。
- しかしながら、個々の地権者等の地域農業改革への考え方は一枚岩ではないことから 別途、地権者等個々の考え方を地域の「総意」として一定の方向にまとめる取組み (各論作り)が必要です。
- 地域の課題を抽出し具体的な解決策を提案するこのステップでは、地域と推進チームとが対峙(対立)関係とならないよう配慮することが「鍵」となります。また、声の大きな人、集落の「顔役」の意見だけをまとめても、地域の足並みは決して揃いませんし、後になって「聞いていない」、「誰が言った」等の反発や混乱を生じかねません。
- そこで、ワークショップ等の手法を用いて、地域の一部の人ではなく、関係者全員が意見を出しやすい場の雰囲気づくりを進めつつ地域全体の「総意」をまとめる方向で地域に根ざしたボトムアップ型のプラン作りを進めることになります。

#### ■ ワークショップ型座談会を通じたプラン作りの進め方

- ワークショップでは、行政や専門家が進行係となり、地域住民など参加者同士がコミュニケーションを取り合う中で、地域が抱える本質的な問題を明らかにし、参加者同士の共通理解を深めていきます。一方、住民説明会では、進行係(説明者)による一方向的な説明が行われるため、参加者相互の間でのコミュニケーションは生じません。
- つまり、図4に示すようにワークショップは、参加者相互の重層的なコミュニケーションが 重視されるところに説明会との大きな違いがあります。

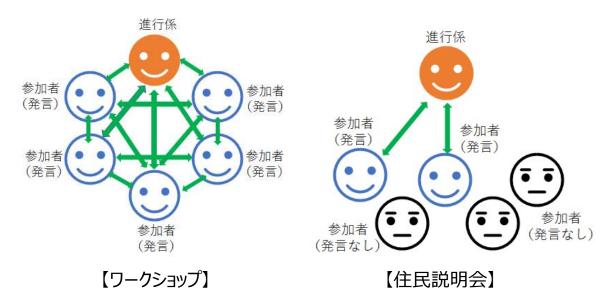


図4 ワークショップと住民説明会の違い

● こうしたワークショップの例を表 5 に示しました。ワークショップ型座談会は、勤務者等の 参加を考慮して夜の時間帯とし、参加者の負担が少なく集まれるよう一回あたり2時 間程度に設定します。

# 表 5 ワークショップ型座談会のタイムスケジュール (例)

時間 (分)	内 容
30	会場準備 ※ホワイトボード、マーカー、ポストイット、ペン、名札、机配置等の準備
10	あいさつ(集落組織の代表者、チーム代表者) 推進チームの紹介(農業委員、推進委員、JA、市町村職員、普及、機構職員等)
2	趣旨説明(進行役)
8	自己紹介(進行役)
15	アイスブレイク(進行役) 【第1ステップ(準備体操)】:活発な意見が出るようリラックスした場作りのために身体と口をほぐしましょう! 【第1ステップ(自己紹介)】:参加者お互い同士が相手のことを知りましょう! 【第1ステップ(班づくり)】:各班で意見を出しやすくするための場作りに取り組みましょう!
2	ワークショップルールの説明(進行役)
2	テーマの説明(進行役)
5	アイデアの書き出し(参加者全員) ※ポストイットの書き方を説明(進行役)
25	アイデアを班で共有※共有の仕方も説明(進行役)
20	アイデアを班で3つに絞り込み ※絞り込みの仕方も説明(進行役)
10	班の代表が発表(2分~3分/班)
5	各班から出されたアイデアの優先順位を全体で決める ※投票方式や得点評価方式で実施
5	ワークショップ全体の講評(推進チーム)
4	参加者アンケート
2	閉会挨拶(ワークショップの主宰者である集落組織の代表者)
110	ワークショップの総計実施時間

110 ワークショッフの総計美施時間

- ワークショップ座談会では、農業委員会事務局等の市町村職員が進行役となり、①会場準備→②趣旨説明→③アイスブレイク→④検討するテーマの設定→⑤アイディアの書き出し→⑥アイディアの分類→⑦アイディアの絞り込み→⑧アイディアの発表→⑨アイディアの評価→⑩参加者へのアンケート→⑪撤収という流れで進行します。
- ワークショップでは、推進チームの紹介、趣旨説明の後、まず、参加者同士に打ち解けてもらい、議論を深めるため、アイスブレイク(「氷を壊す、溶かす」という意味)と呼ばれるミニゲーム等を行います(参考文献 1 の P40~43 参照)。
- 次のテーマ設定では、後継者や女性も参加しやすく、肯定的で前向きな議論が期待できるように、「農地をどのように守るか」や「農地をどのように次世代へ引き継ぐか」等の集落や地域全体で関心のある話題を設定します。アイディアの書き出し、共有、絞り込み、発表では、参加者の意識を徐々に高めていくことが大切です。人前での発言が苦手な人や受身の状態で参加している人にも、無理なく発言してもらうため、小グループに分けて実施します。各グループから出てきたアイディアの優先順位の決定では、ワークショップ参加者の属性や地域状況(中山間地域、農家と非農家の混住化が進んだ地域、都市近郊等)に応じて投票方式と得点評価方式のいずれかを選択します(参考文献1のP51~54参照)。

### ■ 推進チームの活動項目の抽出・整理

ワークショップ型座談会を通じて得たアイディアを踏まえ、人・農地プラン作りを進めるため、アイディア実現のための推進チームによる支援活動項目の抽出・整理を行います。具体的には、表6に示す『人・農地プラン作りに向けた活動項目整理票』を用いて、以下の手順で抽出したアイディアを整理し、推進チームの支援活動の内容を見える化します。

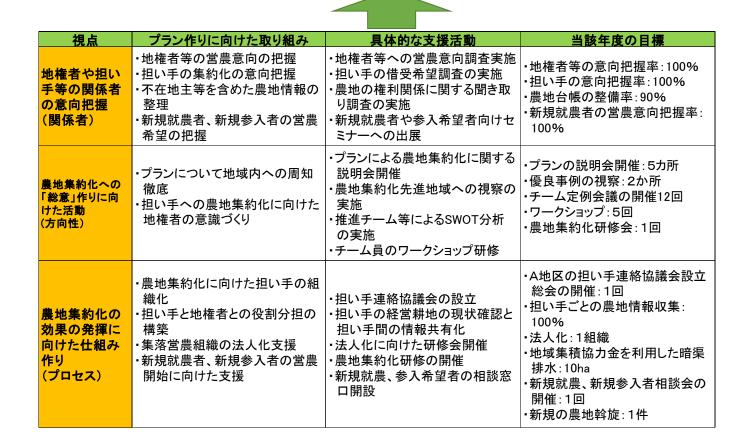
- 最初に推進チームは、地域農業改革につながる「活性化」項目を検討し、農地集約 化を通じた地域農業改革の目的を設定します。
- 次に、目的達成に向けて、3つの視点(関係者、方向性、プロセス)ごとに、「プラン作成に向けた取り組み内容」、「当該年度の具体的活動」、「当該年度の目標」項目を推進チームで検討します。
- 最後に、活動項目整理票が作成できたら、各視点の項目に記載した内容に繋がりがあるかをチェックします。

### 表 6 人・農地プラン作りに向けた活動項目整理票(例)

農地集約化を 通じた地域農 業改革の目的 (活性化) ①担い手への農地集積・集約化達成率:80%

②新規就農者・新規参入者:5名(組織)以上

③集落営農組織法人化:5組織以上 ④耕作放棄地の解消:5ha以上 ⑤圃場再整備の実施:10ha以上



● 岩手県滝沢市農業委員会では、人・農地プラン作りを着実に進めるため、活動項目整理票に加えて、その内容に基づき農業委員や推進委員による活動の進捗状況を把握するための工程管理表を地区ごとに策定しています(表7)。

#### 表7 活動項目整理票と同期させた工程管理表

目	標	番号	計画内容	回数	活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担い	Ĥ	1	農地斡旋活動	6	受け手、出し手の対象となりうる農家を訪問し、意向把握							0	0	0	0	0	0
~0	が農の農	2	農地台帳記録事項 調査票回収	2	未提出者の訪問回収と意向把握									0	0		
	:80	3	貸借契約成立に向 けての調整活動	2	受け手、出し手の意向に基づき 貸借契約を成立させる							0	0	0	$\circ$	0	0
	<b>'</b> 0	4	推進班打ち合わせ	1 12	推進班ごとに活動の進捗状況把 握と情報共有する	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 6. ステップ3 人・農地プランの策定と進行管理

#### ■ 人・農地プランの実現に向けた地権者の説得

人・農地プラン作成後も、推進チームは地域の農業者の戸別訪問等を通じて直接話を聞く(思いを吐露してもらう) ことが重要です。農業者の誘導・説得方法は、①地域のまとまりを重視する方法(ムラ規範)、②家族全体の意見を引き出す方法(イエ規範)、③制度の活用の3つに大別できます。

- ①地域のまとまりを重視する場合は、プランの推進に地域として取り組む必要があること、そのことが地域の将来にとって大切であることを、集落の代表者や地域リーダー等を交えて根気強く説明し、理解を得る努力を重ねる対応が求められます。加えて、後継者不在の農家等、類似の立場にある農業者を集め、「思い」も含めてプラン実現に向けて話し合う「場」を設置し、共通理解を深めることも必要です。
- ②家族全体の意見を引き出す場合は、世帯主に判断を求めるのでなく、配偶者や後継者等、家族の意向を確認・把握し、世帯主に伝えて納得を得る対応です。この話し合いには世帯主だけでなく、配偶者や後継者にも同席してもらうことで、「イエ」としての意見がまとまりやすくなります。また、推進チームは後継者の意向等を伝える役割を担い、世帯主に自家農業についての「終わりの認識」を持ってもらうことが必要です。
- ③制度を用いる場合は、国、地方自治体が設けている政策を有効活用することであり、例えば、助成金が得られるといったメリットを提示して、プランの実現に向けて誘導・ 説得を図る方向です。ただし、助成金の利用が地域農業を変えようとする動機づけに 逆効果とならないよう配慮することが大切です。
- 参考文献1のP98では、推進チーム主導型のプランを通じて、ほ場整備の実質負担なしを提示し、利用率の低かった農地を再整備し、地域の担い手の規模拡大や農外企業等への参入を実現した事例を紹介しています。

### ■ チェックシートを用いた進行管理

● 地域農業の現状への危機意識は時間がたてば「慢性化」し、危機に対して無感覚・ 無反応となる恐れがあり「時間が勝負」です。そこで、策定されたプランが着実に効果を 上げるために、図5に示すチェックシートを用いて進行管理を行います。

地域レベルの評価項目
借受希望の担い手数
新規就農・参入者
担い手への農地集積率
集落営農組織の法人化
農地貸付世帯数
耕作放棄地解消
地域内の農業関連の雇用者数
地権者等の評価項目
自給的農家の耕作地
世帯主の農作業労働負担
後継者の農作業労働負担
地域内のコンバイン台数
担い手の評価項目
経営規模の拡大
団地化された圃場
機械化体系の大型化や高性能化を実現
新技術・新規作物の導入を実現
6 次産業化の実施
農商工連携
借入圃場の再整備
地権者等への農産物販売

目標	実績
10%増	
5名(組織	哉)
80%	
5組織	
60%増	
5ha	
10%增	
目標	実績
50%減	
50%減	
50%減	
80%減	
目標	実績
全て	
40%増	
30%増	
20%増	
新規5件	
新規5件	
10ha	
2 割増	

目標と実績の違いが生じた理由
目標と実績の違いが生じた理由
口坛 1 内体 6 次,1941年1911 加上
目標と実績の違いが生じた理由

人

農地

ランの改

点を提案

図5 進行管理チェックシート(例)

- 進行管理は、プランの実現度合いを評価するとともに、プランの実行過程で生じた問題点を見える化し、「人・農地プラン」の改善点を提案するためのものです。
- 地域内で農地集約化を進める上では、こうした進行管理を通じて計画修正を行うこと が不可欠です。
- そのため、チェックシートを用いたプラン策定後の進行管理は、①地域、②地権者等 (農地の出し手となる地権者や農業者)、③担い手の3軸で評価します。
- それぞれの軸に対しては、「評価項目」、「(達成)目標」、「実績」、「目標と実績の 違いが生じた理由」を設定します。
- 「評価項目」は、次のようなものが想定できます。①地域については、「農地借受希望の担い手の増加数」、「新規就農者・新規参入者の増加数」、「集落営農組織の法人化数」等が挙げられます。

- ②地権者等には、「自給的農家の耕作地(の貸付による減少)」、「世帯主、後継者の農作業負担軽減」、「地域内のコンバイン所有台数(の削減)」等があります。
- ③担い手については、「経営規模の拡大」、「団地化圃場割合」、「機械化体系の大型化や高性能化」、「新技術の導入」、「新作物の導入」等が考えられます。
- 「(達成)目標」は、毎日の活動が達成目標に向けて正しく実施されたかをチェックする指標となります。
- 各項目の達成目標は、短期的(~1年)な効果、中期的(3年未満)な効果、 長期的(5年未満)な効果を測定できるような組み合わせも有効です。
- ここで例示したチェックシートを用いて、通常1年ごとに策定されたプランの進行を評価するとともに、「人・農地プラン」の見直しを行うことで、実質化が図られます。

# 7. 導入効果と導入先進地域の評価

#### ■ 岩手県滝沢市での実績と農地集約化の効果

● 岩手県滝沢市農業委員会では、ガイドブックで示した手順やポイントに基づき、担い 手への集積・集約化に向けた工程表を作成し、地区ごとの重点目標に沿って月次単 位の活動内容と活動頻度が設定され、農業委員や農地利用最適化推進委員が各 地区で農地集約化に向けた話し合いを独自に展開しています(図6)。

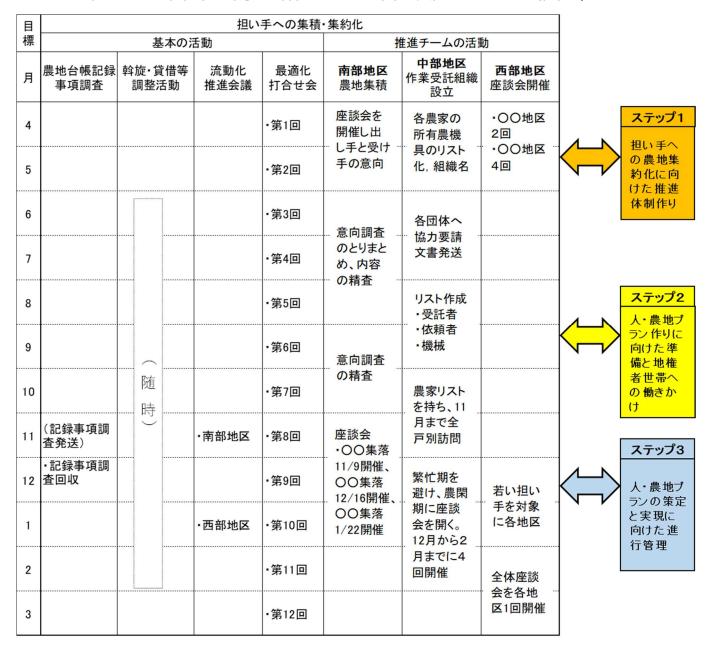


図6 滝沢市農業委員会の担い手への集積・集約化に向けたスケジュール

● そこでは、年度当初に推進チームがプラン作りやプランの改定を実施するための重点活動アイディアを農業委員と推進委員に提案してもらい全員でスコア評価し、その結果に基づき活動項目の優先順位を付けて、課題と当初の計画(Plan)を設定しました。そして、次年度に向けて年度末に実績(Do)分析(Check)、改善後の計画(Act)を整理し、各地区の進行管理表を作成しています(図7)。

重点活動のアイディア	評価
1. 話し合いに人が集まる工夫として繁忙期を避けて座談	4.40
2. 貸付希望条件の確認を行うこと	4.25
3. 集積・集約化を進めるには、農地の出し手の情報収集	4.10
4. 近くの農家に借り受ける意向があるかどうか声をかけ	4.00
5. 昨年の意向調査資料を参考に認定農業者に参加するよう声掛けをすること	3.96
6. (借り手) が借りたい農地の所有者と話し合い、貸してもらえるよう促すこと	3.95
7. 各農家の所有農機具を活用するためリスト化し、農機具のクラス分けをすること	3.87
8. 離農意向農家全戸に個別訪問を行うこと	3.80
9. (作業受託等の) 組織の名前を付ける。	3.68
10. 訪問後、農地を貸したい人を集めて話し合いを行うこ	3.67

	地区名	課題	重点活動計画					
	地区石		当初	改善後				
	上中下地区	・受け手、作業 受託、他情報の 収集と農家への 紹介、提供。 ・農協の各部会 との情報収集。 ・産直での情報 提供。	・「作業受託の再確認」、「作業受託の受け皿(組織)をつくる」 ・平成30年6月下旬~9月上旬実施予定。	・組織の名前を付ける。 ・各農家の所有農機具をリスト化し、農機具のクラス分けをする。 ・事務処理は始めアナログで行う。 ・話合いに人が集まる工夫をする。 ・繁忙期を避けて座談会を開催する。				
		実績	分析					
			・作業受託から共同作業、共同購入へ。					
V .			・名簿の作成(個	人の所有機械の確認、利用				
		・座談会形式で	状況の調査、家族構成)					
		計4回話合いを	・組織の規約は必要か?					
		開催した。	・農家組合の単位でまとまりはあるのか?5					
			組合のままでいいの	)か?				
			・今後の作業・事務をどうするか?					

#### 図7 岩手県滝沢市農業委員会でのSPDCAサイクル導入の実績

● 滝沢市農業委員会では、このような取り組みを展開する前と比べて地域での話し合いが3回から9回に増えました。農業委員会事務局からは、農業委員や推進委員が担当する地区の進行管理表に基づき活動を展開したことで、プランの中心経営体である担い手への農地集積が新規に増加して、約 6.5ha の遊休農地解消に繋がったとの評価を得ました(詳細は参考資料1のP65~69参照)。

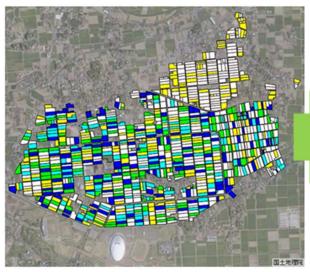
#### ■ 茨城県稲敷市での実績と農地集約化の効果

- 農研機構では、農地集約化に関する話し合いを効率的に進めることを容易にする農地集約化支援システム(QFarmLandManager)を開発し、茨城県において普及を図っています(次ページ、参考資料)。
- 茨城県稲敷市の事例では、大区画基盤整備の進んだ地区(273ha)の農地の所有者・耕作者に関する情報を入力し、どの担い手が、どの水田を耕作しているかという耕作者情報を地区の話合いの場に提供し、交換耕作や農地の貸出相手を探す際に

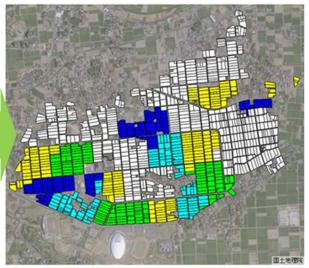
# **QFarmLandManager**

-農地集約化支援システム-

圃場の耕作者情報を地図データベース化し、地域における担い手への農地集約を強力にサポートします。



農地集約前(現状)



農地集約後(シミュレート結果)

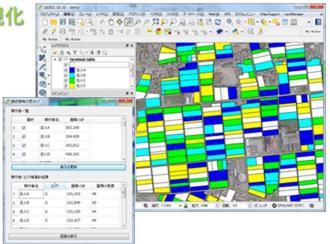
# 地図ソフト+耕作者情報管理+農地集約シミュレート

### 域内圃場・耕作者情報の可視化

無料地図ソフト「QGIS」上で作動し、域内圃場の耕作者情報を可視化・地図化することができます。基本データとして「筆ポリゴン」(農林水産省)等を活用でき、背景に国土地理院空中写真等を読み込み可能です。

### 農地集約化計画の策定

地図上に耕作者情報を展開しつつ 集約化計画を手動で策定するととも に,圃場の位置関係を考慮した集約 化計画を自動作成(農地集約シミュ レート)することができます。



地図ソフトベースのシステム構成



# ピックアップ

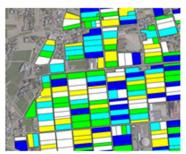
# 将来的な「合筆」を考慮した農地集約シミュレート

### 圃場間の隣接性を重視

農地集約シミュレートでは、集約後、耕作者毎に合筆・区画規模の拡大を図れるよう、可能な限り圃場間の隣接性を考慮した集約化計画案が自動作成されます。

# 集約前後の圃場分散度を算出

地域内における合意形成を円滑に 進めるため、集約前後の耕作者毎の 圃場分散度を算出し、その効果・メ リットを明示することができます。





圃場間の隣接性を考慮した農地集約案

# 担い手設定、離農希望、計画不参加者に柔軟に対応

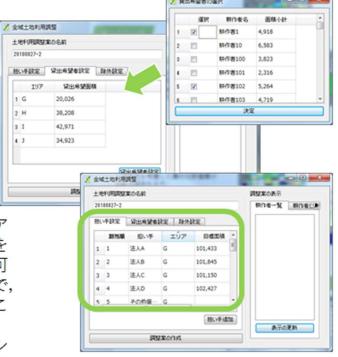
# 担い手への農地集約とともに、 その他一般農家も考慮

担い手以外の中小一般農家についても配慮し、「一般農家グループ」として農地集約シミュレートに含めることができます。

# 離農希望、計画不参加者への 対応

離農希望者を設定することで、エリア 毎の貸出希望面積を自動算出し、これを 踏まえた担い手の集約目標面積を設定可 能です。計画不参加者を設定することで、 対象経営をシミュレートから除外するこ ともできます。

システムより出力される「面積配分シ ナリオ票」を利用することで,より詳細 なシミュレート設定が可能です。



離農希望,不参加者等の柔軟な設定

問い合わせ先:農研機構中央農業研究センター(代表) 029-838-8481



活用しています。

- こうした農地集約化や大区画化を通じた改善効果を明らかにするために、農業機械に GPS を装着して、代かき、播種、収穫の3作業について、圃場内作業時間、圃場間 の移動時間を計測し、圃場毎の面積や形状ごとに10a当たりの作業時間等を整理 した結果を表8に示しています。
- 表内の数値は3作業(代かき、播種、収穫)の合計時間、括弧内の数字は最も 条件が劣る圃場間移動時間割合10%以上、20 a 未満、不整形の場合を100 と する指数です。斜体の数字は、移動時間割合、圃場面積、形状について条件が悪い ケースを100とした指数を示しています。
- 10 a 当たりの作業時間は、圃場の集約化が進む(圃場間移動が少なくなる)ことで 10%(黄色部分)、圃場の整形化で8%(茶色部分)、圃場の大区画化で 20%(緑色部分)減少しています。
- これらの条件が揃うと、最も条件が悪いケースに比べて 3 作業の労働時間が約 40% 省力化されます(詳細は参考資料 1 の P 5~8 参照)。

表8 圃場条件別に見た稲作作業時間 単位:時間/10a

囲場の形状	圃場面積	圃場間移動時間		圃場間移動時間		圃場の形状		圃場面積別	
		割合10%未満		割合10%以上		別全体平均		平均	
	40 a 以上	1.05	(61)	1.03	(60)	1.21	92	1.14	80
整形	20∼40 a	1.22	(71)	1.31	(76)			1.24	87
	20 a 未満	1.25	(72)	1.40	(81)			1.42	100
	40 a 以上	1.19	(69)	1.27	(73)	1.32			_
不整形	20∼40 a	1.16	(67)	1.26	(73)		100		
	20 a 未満	1.30	(75)	1.73	(100)				
圃場間移動時間割合全体平均		1.20	90	1.33	100			-	

資料:農研機構(https://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/farmland/farmland\_consolidation/)

### ■ モデル分析による農地集約化の経済効果の検討

- 農地集約化が及ぼす経済効果について、線形計画モデルを用いて試算した結果を図8に示しました。モデル分析では、まず土地条件を「A」から「C」に分けました。
- 土地条件A(良好):1haの大区画圃場が連担化。労働時間は土地条件Cに

比べて 4 割減で作業可能。一方収量は標準とした土地条件 B より 1 割少。土地条件 B (標準):一般的な 30a 区画圃場が近接して配置された標準的な圃場条件。労働時間は土地条件 C より 1 割減で作業可能。土地条件 C (不良):10~20 a 程度の小区画圃場で分散。収量は土地条件 B に比べて 2 割減。

- 次に、水稲単作で規模 40ha(土地条件の内訳は、土地条件 A が 8ha、土地条件 B が 16ha、土地条件 C が 16ha)と仮定した担い手モデルを構築しました。
- このモデルを基準として、土地条件 A に全農地を集約できたとすると、①経営規模は 40ha から 63ha に拡大 (52%増加)、②総労働時間は 13.2 時間/10 a から 10.3 時間/10 a に減少 (22%減少)、③総原価は 16.2 千円/60 kgから 14.4 千円/60 kgに減少 (11%減少) するという結果となりました。
- このように、農地集約化の経済効果は極めて大きいことが分かります(詳細は、参考 資料1のP7~8参照)。

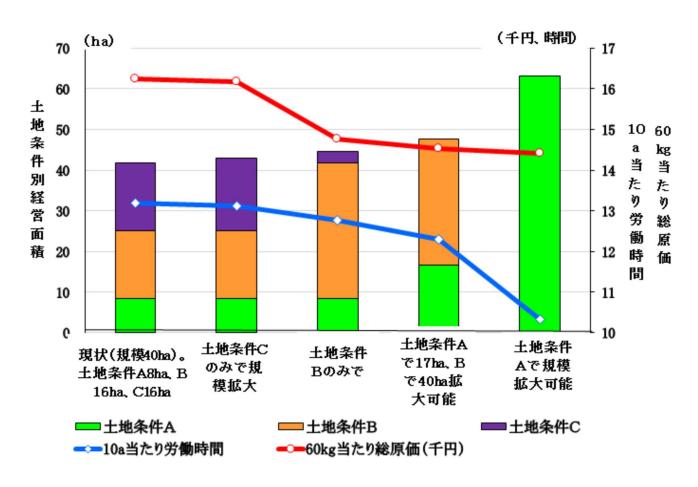


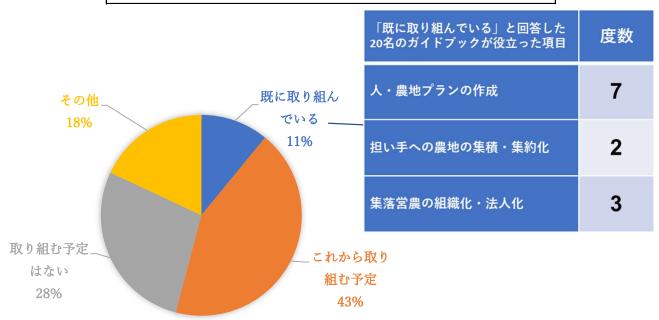
図8 農地集約化効果の試算(モデル分析)

#### ■ 全国アンケートの結果

● 全国の本ガイドブックの配布者を対象としたアンケートでは、農業委員会や市町村を中心に、「地権者等への働きかけとプラン作り(28%)」や「人・農地プランの実践と進行管理(24%)」が参考になったという高い評価を得ています(表 9 )。

表 9 アンケート回答者属性別の冊子で参考になった項目(n=147)

	章項目	度数	%
1.	担い手への農地集約化の必要性と課題	19	13
2.	農地集約化の効果	9	6
3.	農地集約化に向けた推進チーム体制作り	24	16
4.	地権者等への働きかけとプラン作り	41	28
5.	人・農地プランの実践と進行管理	35	24
6.	事例編(実践編のみ記載)	19	13



### 図9 農地集約化に取り組んでいる回答者がガイドブックを活用した実績

● 特に、ガイドブックを用いて農地集約化に「既に取り組んでいる」と回答した推進現場の 関係者の皆様からは、「人・農地プランの作成」に役立ったとの評価が得られており (図9)、プラン推進の現場での利活用が期待できます。

# 8. 農地集約化の先進事例

#### 農地集約化の類型

- 農地集約化の取り組みは、「農地の権利移動に関する地域的な調整や合意形成の水準」、「農地の受け手となる担い手の展開度合い」によって異なります。そこで以下では、地域の条件に合った形で本手順書の活用を進めていただくために、農地集約化の条件の異なる全国8つの先進事例を取り上げ、各事例における農地集約化の「背景と課題」、「ステップ1~3にそった解決方法」、「事例のポイント」を例示しました。
- 各事例の位置する地域の条件は、図 10 の通りです。横軸は、地域の農地の借受主体となる担い手の展開状況を「農地の受け手となる担い手の展開度」として示し、左にいくほど担い手が展開する状況となります。縦軸は、担い手への農地集約化を進めるための集落内部の地域的な調整や、話し合い(合意形成)が円滑に実施できる状況を「農地の権利移動に関する地域的調整及び合意形成機能」として示し、上にいくほど、地域内での合意形成が円滑に実施できる状況となります。

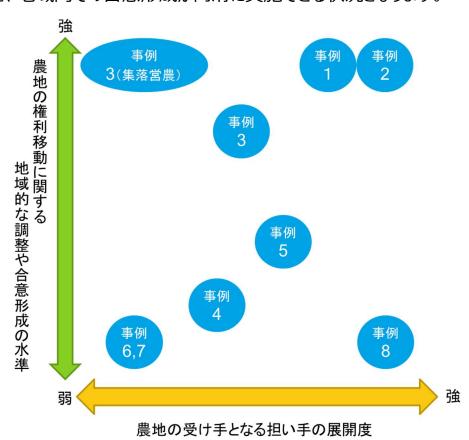


図 10 農地集約化の類型

# ■ 事例 1:大規模経営と営農継続希望の農業者が併存する中で、地域を 考慮した中長期の視点での農地集約化を実施

#### ① 背景と課題

- N地区(平坦地域、3集落、102ha、181 名の地権者)には、I法人(40ha)とT経営(30ha)の大規模経営が展開し、それ以外にも営農継続を希望する約30 名の農業者が点在。地域は元々陸田地帯で10~20 a 区画の小規模圃場で河川をポンプアップ利用のため「勝手に水を止められた」等、水利でのトラブルが多発していた。農地集約化ができれば水見回りの負担等の軽減が期待された。こうした中、中核的担い手のT経営がリタイヤを表明した。
- I法人は農地の引き受けは可能だが単独の借入による水路清掃の実施が難しいこと や営農継続希望の農業者との調整が必要と判断。このため、T経営の離農に伴う対 応に向けた地域内の調整を次期の作付けまでに早急に実施することが緊急の課題と なる。

#### ② ステップ 1

#### (1)推進チームの組織化

■ T 経営が自身の離農について I 法人に相談したことを契機に、地域農業改革に向けた取り組みがスタート。I 法人と農地流動化推進委員(県機構嘱託の地域リーダー)、市、県・普及組織で推進チームを結成。

#### (2)担い手の組織化

● I法人と営農する全農業者で、推進チームを交えて、T 経営の離農に伴う対応について話し合う「場」を構築(担い手の組織化)。

### ③ ステップ 2

#### (1) 危機意識の醸成

■ T 経営が離農を表明し併せて全地権者を回り農地を返却することを伝える。これにより、地域農業改革の取り組みが早急に必要との「危機意識」が全農業者と農地貸付者(地権者)に共有される。

### (2) 地域農業改革への足並みを揃える工夫

- 地域の農地貸付者(地権者)と営農継続希望の農業者を全て集めて説明会を開催し、T経営の離農への対応として農地中間管理事業の活用を説明し提案した。あわせて、対応方向に向けた話し合いを実施し、T経営の離農を機会に地域全体で農地集約化の取り組みを図ることを提案し、地域農業改革に向けた足並みが揃う。
- その結果、地域の大半の農地を同事業に「白紙委任」することに同意を得る。当該県の機構の「農地貸付依頼書」には希望貸付先の項目があり地権者は貸付相手を指名できる。それにもかかわらず白紙委任ができたのは、こうした取り組みが背景にある。説明会後は、各集落で相談会を開催する等、周知を徹底。

#### ④ ステップ3

#### (1)農地の配分と集約化

- 担い手の組織で農地の配分方法を検討した際、大規模のI法人では、まず先に借入地を選ぶことはせず、小規模の農業者から順次借入希望地を選択する方式を採用した。小規模経営は高齢農業者が多いが、これにより圃場分散の解消、水回りの簡素化だけなく、従前よりも多く農地を借入するなど高齢農業者の営農継続意欲が高まった。担い手であるI法人はこの取り組みの中核を担うことで地域の将来の担い手としての認知(正当性)が一層向上したといえる。
- 白地図に小規模農家から借入希望の農地に色を塗るが、その際、小規模農家は水見回りが容易な自宅周辺の農地借入を希望したため、小規模農家の農地は地域の中心部に集約化することとなった。一方、I 法人は最後に残った農地をすべて集積し、その結果、地域の縁辺部で農地の集約化を実現した(図参照,経営規模は 40haから 63haへ拡大)。
- 当初、助成金の提示で集約化が可能と推進チームは考えていたが、助成金による (外発的)動機づけの取り組みに頼ったのでは、集約化は難しく、別途、地域に集 約化の効果を具体的に実感できる「(内発的)動機づけ」が必要と判断しこの仕 組みが考案された。

#### (2)担い手に対する2段階の農地集約化

● 第1段階では、農地配分に際して、多数の営農継続希望の農業者の希望を優先し、 農地配分に伴う地域内の「しこり」の発生を回避すると同時に高齢農業者の農地の 集約化を実現した。この段階では、推進チームに関与している担い手が自分の利益を 先に出してしまうと、地域から「あなたのための事業か?」という反発を生じやすい。そのため、I 法人では既に集約化していた農地でも、これら高齢農業者の希望に応じて譲るなど相手有利となる対応をあえて実施した。

■ こうした取り組みを通じて、I法人は地域の担い手として認知(正当化)されていることから、それら高齢者の離農に併せて、それら農地は順次、面的にまとまった形で貸付に向かうと想定される(第2段階)。I法人の経営主は「地域の農地を集約化しておけば、場合によっては、I法人以外の他の担い手や新規参入者等への委託も可能になる」と述べている。いわば、地域を考慮した中長期の視点での農地集約化方式である。

#### (3)借地料の調整

● 従来、地域の借地料は平均で2俵/10 a だったが、地域の借地料の最高額は3万円/10 a と金額にバラツキがあった。そこで、推進チームが調整に加わり、地域のJA 出資型法人の借地料を基準に一律1.75 俵/10 a に統一した。地域には借り手が見つからない農地を主に預かるJA 出資型法人が存在しており、その借地料1.5 俵/10 a を目安(最安値)に調整を図り、担い手における借地料の減額を実現している。

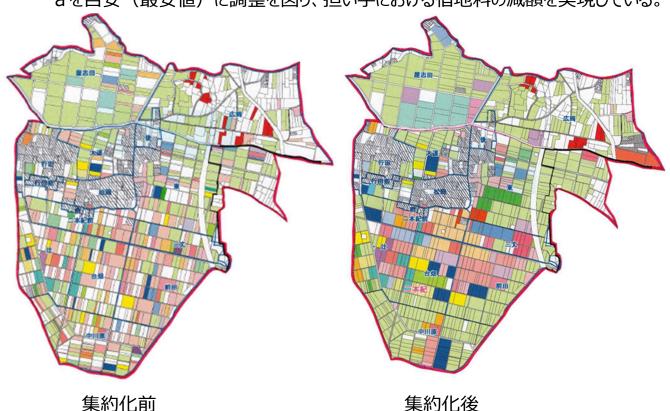


図 11 N地区の農地集約化の前後状況

#### (4) 畦畔除去の事業を開始

● 地権者から、農地貸付先への支援として、畦畔除去への同意が得られ、畦畔除去に 関する事業が導入されることとなった。

#### (5)地域との協力体制

● 2016 年度から「多面的機能支払い交付金」を導入し、地権者を含めた全員で用水 溝さらいを年3回行う体制となる。地域資源管理を地域の全住民で実施する協力 体制を構築している。

#### (6) モデルとしての波及効果

● この地区がモデルとなり、隣接地区で新たに事業が開始。I法人はそこの中核的担い 手の1人であり農地集約化の実現が期待。

#### (7) 市全体を対象にした後継者世代を組織化

● I法人が中心となり、市内の大規模経営の後継者 14 名が出資する航空へり防除会社が設立されている。そこでは、県内外の防除作業の受託を実施するだけでなく、広域の農業後継者のネットワークを構築したことで、将来、地域を越えた広域の農地集約化の基盤となることが期待。

## ⑤ 事例のポイント

- 担い手の離農に伴う「危機意識」を地域全体で共有化。
- 危機感を背景に地域の全農地について貸付先の白紙委任を実施。
- 営農継続を希望する高齢者への農地配分を優先することで、地域 内の「しこり」の 発生を回避し、同時に、それら高齢者の農地の集約化を同時に実現。中長期的な 視点で担い手への円滑な農地集約化を推進。
- 担い手が地域への配慮を示すことで、地域の将来の担い手としての正当性を高め、地域との良好な関係を構築。
- 地域の借地料の統一を実施。
- 後継者の組織化を図り、将来の広域な範囲での農地集約化に向けた基盤を構築。

# ■ 事例 2:人・農地プラン、農地中間管理機構を活用した法人経営の形成と農地の面的集積

#### ① 背景と課題

- N市N区は農地の貸し手は少ないが、借り手が多い=農地の貸し手市場条件にある。農業の主要な担い手にはなりにくい中規模経営が厚く、貸し手が少ないため、規模拡大志向者は供給農地を求めて広範囲で集積せざるを得ない。従って、突出した大規模水田作経営の形成・展開は難しく、また圃場分散も著しい。
- 課題は、大規模水田作経営の形成と、その圃場連坦化。大規模経営、中小規模経営間での連坦圃場の棲み分けが必要となる。

# ② ステップ1:人・農地プランと農業の担い手形成

- OM集落の構成:現耕作者6戸、土地持ち非農家29戸、農地34.4ha、従前の圃場区画10a。人・農地プラン:中心となる経営体=農家10戸でスタート。
- 大規模経営形成の契機は県単事業の導入。市・J A・県による働きかけで農家 4 戸によるM法人(30ha)が形成。

## ③ ステップ2:農地中間管理事業の導入と農地集約

● JAが耕作者に制度を説明し、耕作者が同意。その後、市が集落に圃場マップの色塗りを依頼。集落の農家組合長でもあるM法人代表が農地集約案の圃場マップを作成し、他農家 5 戸の同意を取り付ける。農地集約案は既存農地の連担性を活かして作成。

## ④ ステップ3

## (1) 地主への説明、利用権設定の合意解約

- 市とJAが耕作者と地主を集めて制度を説明。
- 農家組合長が地主に説明し地主の仮同意を得る。
- 耕作者、地主が集まり、利用権設定の合意解約。

## (2) 農地中間管理機構への貸付(再設定)

● 集落農地 34.4ha のうち機構への貸付け(利用権再設定)が 28.7ha と 80%強 を占める。 既存農地の連坦性をもとに、それを拡大する方向で集約を進める。

## (3) 畦畔除去による大区画化

● 農地耕作条件改善事業による畦畔除去を実行して、大区画化を実現し、M法人、 集落としても農地の面的集積が実現された。集落全体として農地利用調整を行えた ため、M法人だけでなく、他の中小規模経営群も面的集積を実現。

## ⑤ 事例のポイント

- 農業関係諸機関の誘導・働きかけによる協業法人化=大規模水田作経営の形成。
- 農地中間管理事業の導入→農家組合長が法人代表となることにより、その農地集 約案が他の中小規模経営群に受け入れられた。
- 農家組合長(M法人代表)の地主への説明により、同意も取り付け。
- 既存農地の連坦性をもとに、それを拡大する方向での面的集積→中小規模経営群にも大きな変動がないという条件→納得、安心の成立。
- 畦畔除去の大幅な実施により、圃場の大区画区も実現(大区画圃場整備事業を 導入することなく)。

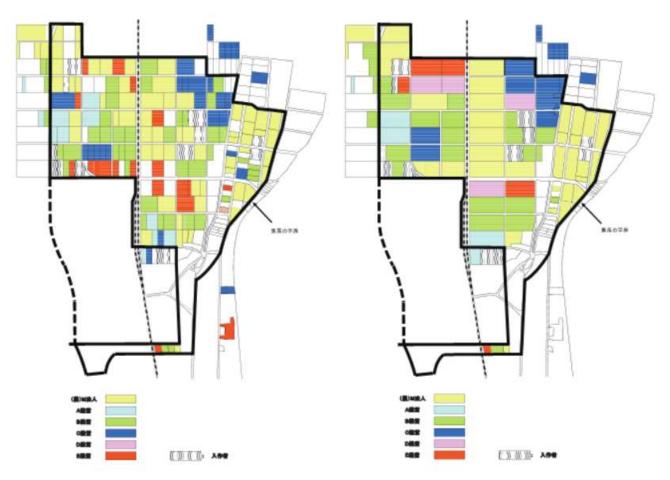


図 12 OM集落における事業導入前後の農地の面的集積状況

● この事例は、参考資料 1 P.33~34 における人・農地プランの「チーム主導型プラン」「ボトムアップ型プラン」の統合型と言える。具体的に、①関係公的機関が集落の担い手を育成した点では「チーム主導型」だが、②その担い手が中心となって集落内の農地利用調整を図り、農地集約化を実現した点では「ボトムアップ型」となっている。

# ■ 事例3:集落営農法人等の設立と担い手法人の連携を通じた農地管理 体制の構築

#### ① 背景と課題

● K 地区では、地域農業の担い手が不在な状況を受けて、旧町と JA が出資した(財) K 農業公社が設立され、その実働組織として(有) G 社が組織化された。 G 社は、 役員を含め構成員 18 名、農地面積 130ha(2016 年)である。その後、市町村 合併により K 農業公社は休眠状態となったが、 G 社が公社が果たしていた地域の農地利用調整の役割を代替し、あわせて、地域の6つの担い手法人と連携しながら地域農業の守り手として活動している。 各集落から貸付希望の農地が示されると、 G社が中心になって担い手法人等に農地を配分する体制がとられている。 当該地区は平場と中山間地域が混在している。 中山間地域について、集落営農法人の設立が喫緊の課題である。

# ② ステップ **1**

● K 地区では、地域農業の担い手が不在な状況を受けて、旧町と JA が出資した(財) K 農業公社が設立され、その実働組織として(有)G が組織化された。その後、市町村合併により K 農業公社は休眠状態となったが、G が公社が果たしていた地域の農地利用調整の役割を代替し、あわせて、地域の6つの担い手法人と連携しながら地域農業の守り手として活動している。当該地区は平場と中山間地域が混在している。中山間地域について、集落営農法人の設立が喫緊の課題である。

## ③ ステップ2

● 条件不利の中山間地域において農村・農業の維持に対する危機意 識が高まり、「なんとかしなければという」共通認識が形成できた集落から話し合いを進めた。G 社

が中山間地の農地も受託していたが、一定の規模に達した段階で、規模拡大に伴う 不経済が大きくなり、G 社そのもの何らかの対応に迫られていた。

- 地域の農業者に対して、集落営農法人化の必要性への動機づけを図ると共に、組織化に伴う出資負担等の懸念に対しては、地域集積協力金等の各種助成金を資本金に利用すること等を提案した。
- これは「新たな取り組み(集落営農法人化)の不安」<「危機意 識」の関係となる ための工夫である。集落営農法人の組織化を通じて各種の助成金を有効活用する 体制を構築。
- 中山間地域の11集落のうち5集落で集落営農法人が設立。
- 参考資料1で解説した「ステップ」1~3は、集落営農法人組織設立にも利用できる。集落営農法人の設立は、集落全体で地域農業改革に取り組む活動である。

## ④ ステップ3

#### (1) 中山間地域の農地を守る集落営農法人の維持・存続の支援

- 集落営農法人を設立できても、「所得が確保できるか」、「構成員の今後の高齢化に どう対応するか」等の懸念が残った。こうした点への配慮は、中山間地域の集落営農 法人の設立、維持・存続に 関わる重要な課題である。Gでは、こうした懸念を持つ 集落営農法人に対して下記の支援を実施している。
  - ○農地配分に関わる支援
- 地権者から直接Gに対して農地貸付依頼があった場合でも、まずは、地域の集落営 農法人に斡旋し、その規模拡大を支援している。
- Gが既に当該地域で借入れていた農地を集落営農法人設立に伴い転貸したり相互に借入地を交換し農地集約化を支援している。
- 平場の条件の良い農地を集落営農法人に出作地として斡旋し、規模拡大と同時に標高差による作期幅を広げることで、コスト削減と収益向上を支援している。
  - 〇収益向上に関わる支援
- Gと米の栽培方法を統一、肥料・農薬も一括購入、乾燥・調整もGが受託し負担を 軽減するだけでなく、共通ロットで管理するなどの支援を実施している。
- 作業等に遅れが出る場合はGが支援している。
  - ○経営継承への支援

● 集落営農法人の組織化時に「法人は作れるが、現在のメンバーでは10年しか持たない」との懸念が示されたことから、Gでは、集落営農の合併やGの従業員の派遣を通じた将来の分社化等についても検討している。

#### (2) 集落営農法人が不在の地域からの貸付希望への対応

- Gでは、中山間地域の農地の担い手として、こうした集落営農法人の設立を進める一方で、既存の担い手法人等へ農地を斡旋する際は、平場だけの借入は原則認めず、平場と中山間地域の農地をセットにした借り入れを原則としている。集落営農法人が設立できない地域への対応である。これは G だけでなく、既存の担い手も含めて「中山間地域を守ることができれば、自ずと平場の農地も守れ、地域全体を守れる」との共通認識に基づいている。
- これは、地域づくりを担う「K地区農業振興会」という組織が設けられ、そこで地域が一つになって農地・農家・集落を守る体制作り等を通じて意識作りを行ったことが大きい。こうした認識を G 社と連携する担い手法人は共有できている。 G 社代表者は「ややもすると、山側に背を向けて平場を見がちだが、平場に背を向けて山場をみよう。中山間地域を大事にしながら平場を守ってくと述べている。

## ⑤ 事例のポイント

- 中山間地域では、集落営農法人の設立が鍵となる。そのためには、危機意識と法人 化に向けた動機づけをまず実施するとともに、助成金等を利用した費用負担軽減により、「新しい取り組みへの不安」く「危機意識」の関係構築に取り組む。
- 集落営農法人設立後も平場の農地の斡旋や担い手法人との借地の交換を通じた 農地集約化等、その維持・存続に向けた継続的な支援を実施している。
- 「中山間地域を守ることが平場を守ること」との共通認識を担い手が共有し、平場の 圃場(好条件)と中山間地域の圃場とをセットに貸与する体制構築により中山間 地域の維持を図っている。
- 事例4:地権者への「終わりの認識」づくりを通じた地域外の担い手への委託と地権者と担い手の連携関係の構築

# ① 背景と課題

● H集落(41戸、39ha)は中山間地域に位置、高齢化を背景に集落営農の組織化が検討されたが、その中心的役割を期待した後継者世代が組織化に反対し断念した経緯があり、地域農業改革が進まないまま経営主の高齢化が進展していた(高齢化率 69%)。当面の課題は、地域外の担い手に農地を集約化することで地域の農地を守ることである。

## ② ステップ<sup>°</sup>1

#### (1)推進チームの組織化

- 地域リーダーのY氏、行政職員、管理機構で推進チームを結成
- 高齢化が進み、集落営農の組織化が頓挫した状況で地域農業を守るには地区外の担い手に農地を集約化するしか方策がないことを推進チームで確認しトップダウン型の地域農業改革を実施した。

#### (2)担い手の組織化

● 当該地域に入り作している3つの経営体を集め、その営農意向を 把握し、農地中間管理事業を説明し同事業への参加と協力を要請。

## ③ ステップ 2

#### (1)集落リーダーへの根回し

● 最初に、集落役員(農事実行組合、自治会等)に事業を説明し、 事業実施に 向けた協力を要請(地域への根回し)した。

## (2)世帯主の地域農業改革に向けた足並みを揃える

- 集落全戸を集めた事業説明会を実施。世帯主層は、高齢化を背景に「なんとかしなければ地域農業が残らない」という「危機意識」を強く共有していたが、なかなか新しい方向に踏み切れず現状維持を続けていた。
- そこで人・農地プラン作成と中間管理事業の説明会に後継者層の参集を求め、その場において後継者の農業継承意思がないことを再確認。これにより世帯主に自家農業に対する「終わりの認識」が強く付与され、世帯主層の事業参加への足並みが揃う。
- 地区外の3つの農業経営体に農地を集約化する人・農地プランを 作成し、農地中間管理事業に取り組むことを決定した。

## ④ ステップ3

#### (1)人・農地プラン実施に向けた工夫

- 集落の農業者を三つのグループに区分(「現在営農中」、「農地貸付済」、「作業受託者」)し、グループ毎に担い手への農地集積に向けた検討会を実施し、同じ立場で意見を述べることで、全員一致を目指す。併せて、それぞれの思いを吐露することで後になって「話が違う」とならないよう配慮した。
- グループ毎にプラン実施の合意が得られた後に、推進チームの Y 氏が各戸を訪問し、 地権者に寄り添いながら話を聞き、最終確認を実施した。ただし、5 戸が不参加を表明し、結果、36 戸 32ha(82%)で農地中間管理事業を実施した。

#### (2)担い手への農地配分

- Y 氏が担い手の現況の借入状況とその意向を踏まえて、農地を3つにブロック化した配分案を担い手に提示。配分案の担い手間の相互調整を求め、若干の微修正を経て集約化が実現された。
- その結果、A 経営(2→13ha)、B 経営(期間借地→15ha)、C 経営(4→5 ha)となる。C 経営は、後継者不在で高齢認定農業者のため配分面積は少ない。
   よって、将来は右図と予想される(図 13 参照)。

## (3)担い手と地域の連携関係を構築

● 条件不利地のため獣害の発生が懸念されるが、担い手単独でその対策の実施は困



図 13 H集落における担い手への農地集約化の現状と将来像

資料)F農林水産支援センター作成資料

難な状況。一方、地権者は、今後、他地区の耕作条件の良い農地を担い手が集約 化していくと「相対的に悪条件の当該集落の農地は期間終了後に返却されるのでは」 との懸念を持つ。

- そこで、集落(地権者)が得た「地域集積協力金」を活用し、担い手の要望に応じて電気柵を購入。設置や補修作業には担い手と地権者が参加する体制(地権者の出役労賃は直払制度を利用)により、担い手と集落の継続した連携関係を構築。
- こうした取り組みを通じて、一部の地権者からは、借地料なし(使用貸借)が提案され、借地料の負担を軽減できている。

## ⑤ 事例のポイント

- 経営主に自家農業の「終わりの認識」を付与し、地区外への担い手への農地集約化の同意を得る。
- 同時に、同じ立場の農業者で話し合う機会を設けることで、農地貸付への思いを吐露してもらい、足並みを揃える。
- 地域外の担い手に対して、地域がインセンティブを提供し支援する体制を取ることで集落(地権者)と担い手の「Win-Win Iの相互関係を構築。

# ■ 事例 5:実需者との連携に向けて担い手法人が遊休農地を再整備し農地 を集約化

## ① 背景と課題

● 地区(農地面積 33ha、152 名の地権者)では不在地主の農地が耕作放棄地になるなども見られ始めていた。その中で大豆栽培の規模拡大に取り組んでいる1法人(48ha)は、地元の酒蔵へ全量出荷している酒米の高品質生産のために農地集積を進めている。法人以外には、5 ha 未満の個別経営5戸がプランの中心経営体として位置づけられているほか、営農継続を希望する50名程度の高齢農業者が点在している。そのため、高齢化等によるリタイヤ等によって地区内の農地利用状況が複雑化することが課題となっている。

# ② ステップ **1**

#### (1) 農地集約化に関わる関係者の洗い出し

● 担い手がO地区の 11 名の耕作者ごとに農地地図に色分けし、合計 112 筆を地図に記載。土地改良区担当が欠席した担い手を個別に訪問し、制度を説明しながら耕作地を図面化

#### (2)推進チームの組織化

- 推進チームの役割を以下の通り。
- 市役所:事務局機能、事務手続き、人・農地プラン見直し支援
- 農業委員会:借受・貸付農地情報の提供、農地台帳
- 土地改良区:賃借契約に係る調整,基盤整備、基盤整備に関係する手続き資料 作成支援
- 県(農林振興センター):人・農地プランの見直し支援、事務局支援
- 県(普及センター):担い手の営農計画作成支援

#### ③ ステップ 2

#### (1)地域への働きかけ

- 事業に関する全体説明の前に優先的な農地集積を図る中心経営体を推進チームで 特定し、将来の地域ビジョンを立案
- 推進チームが中心経営体とともに地権者を訪問した後に、中心経営体同士で借受 希望の農地調整を実施
- 市と農業委員会が農地ごとの所有者を図面上で見える化し、中心経営体となる地域の担い手のみを集め、借受農地や今後の借受を希望する農地等について全体説明会を開催
- 市がマスタープランの見直しや農地中間管理事業の具体的取り組み内容、借受希望 者をプランに加えることを説明
- 土地改良区職員が農地中間管理事業を活用した農地集積の計画と地域集積協力金の具体的な使途(水路補修)を説明

#### (2) 関係者の「足並みをそろえる」地域ビジョン作り

- 土地改良区職員と農業委員がO地区の図面を広げて地権者と公社への貸付意向 について個別に訪問
- 推進チームのみで地域ビジョン作りを進め、その中で推進委員と公社農地コーディネー

ターとの役割を棲み分け

- 地域の利害関係については、土地改良区職員や農業委員が窓口となって調整
- 公社農地コーディネーターは、よそ者に徹して合理的な選択肢を地権者に提示
- 地域事情に精通している土地改良区職員が中心となって地域協力集積金の使途を 地権者に浸透

## ④ ステップ3

#### (1) 農地の貸付先である担い手、地権者への対応

- 農地中間管理事業を公社、農業水利施設保全合理化事業を農村整備室が資料 に基づきそれぞれ説明。
- 市が人・農地プランの概要を説明した上で、農地中間管理事業の活用方針について、 担い手と意見交換
- 市が農地利用配分計画を作成し、農業委員会総会において地主が農地中間管理 機構に貸し出すことを審議
- 新たに土地改良区の賦課金が徴収されることについて抵抗がある中で、農地交換が可能な担い手については農業公社と借り入れを協議(〇地区では法人を優先、約7ha分を新規に集積)

#### (2)地域ビジョン実現に向けた説得

- 市役所担当者から経営移譲した農地等(特定処分対象農地)の扱い(経営移譲年金と農業者年金との差額が発生する)について所有者へ説明
- 全筆の利用状況・今後の利用意向を図面で色分けして可視化し、田・畑で資料を統一し、農地貸借の円滑化に向けて地域内の事情を汲みした上で所有者を含む世帯全員に説明
- 地区での話し合いが契機となり相続登記未了により利用権設定できなかった農地のうち、4件・1.6haの相続登記を完了

## (3) 担い手への農地配分に向けた取り組み

- 推進チームが事業重点化に向けて担い手の明確化と関係機関との情報共有および 事業行程を確認
- 土地改良区職員と中心経営体が担い手を訪問し、耕作者ごとに耕作地を色分けし 図面化

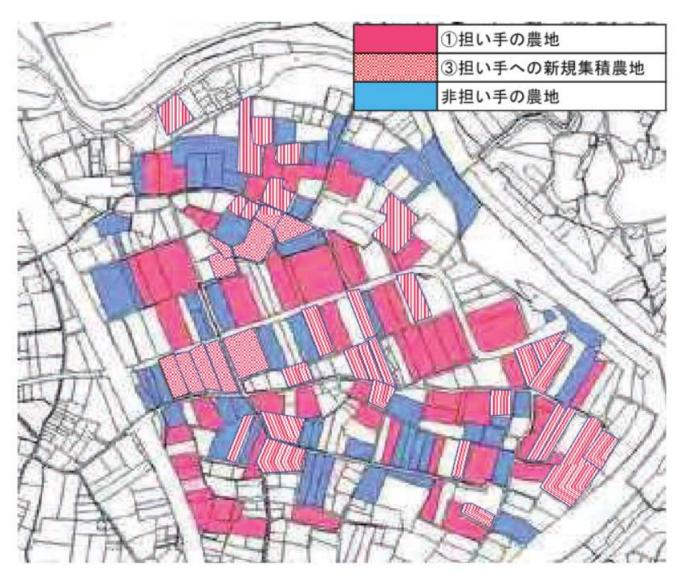


図 14 I 県 〇地区の事業実施による農地集積状況

- 市は農業委員会の協力を得て農地ごとの所有者を図面化し、O地区の地権者および担い手を集めて1回目の全体説明会を実施
- 市が作成した集積該当の図面を広げて地権者と公社への貸し付け意向を個別面談
- 市がマスタープラン中心経営体を集め、希望の農地等について第二回説明会を実施 後に人・農地プランに位置づけられる中心経営体を更新
- 市と公社がマスタープラン中心経営体を優先して借り受け協議し、他地域の担い手と 地権者との貸し付け条件等を調整
- 農業公社が他地域の担い手との借り受けを協議し、集積配分計画を提出

#### ⑤ 事例のポイント

- 農地集積に関わる関係者を推進チーム全員で共有し、その上で事務は誰が担当するか、計画決定は誰が責任を持つか、全体に関わる問題は誰が方針を決定するか等、役割分担を明確にしている。このような役割の明確化は、P15 の「水平的リーダーシップ体制」を構築する上での参考事例である。
- 計画立案後、推進チームでは、担い手や地権者一人一人の利害に合わせて人間関係を深めていくための工夫をしている。参考資料1の P17 における「寄り添う」姿勢を取ることが必要である。なお、こうした任にあたる上で地元の地域事情に精通している JA 職員の OB 等に依頼することも有効である。
- 地権者への交渉は地域事情に精通した特定個人が実施し、営農意向や特徴などの 情報を推進チームで共有している。
- 本事例のように適宜自宅へ訪問し世帯主だけではなく世帯全員が揃う時を見計らって説明をするなど、参考資料1の P59「地域(ムラ規範)的な誘導・説得」は、後継者等や家族による誘導・説得することで将来に向けて前向きな離農への道筋を示すことにもつながる。

## ■ 事例6:チーム主導型方式で遊休農地を再整備し農外企業等を誘致

## ① 背景と課題

● H県は、中山間地域を多く抱え、その圃場整備を長年にわたり進めてきた。しかし、近年の高齢化に伴いそれら整備地の遊休地・荒廃地化が懸念される状況となる。これら農地の維持と新たな担い手の確保・育成が急務の課題となっている。県行政では、県内で高い需要があるが7%程度の自給率に留まっていたキャベツに着目し、圃場整備は実施されたが低利用あるいは遊休地化した農地を集約化し10~30haの「大規模農業団地」に再整備し、併せて、キャベツ栽培を通じた複合部門を持つ収益性の高い担い手を確保・育成するチーム主導型の地域農業改革案(16億円産地構想)を策定しその実現に取り組むこととした。

## ② ステップ°1

## (1) 推進チームの組織化と大規模農業団地の選定

遊休農地や荒廃地等を再整備し、その担い手を確保し、安定生産にまで結びつけるには、ハード、ソフトの両面に関わる関係部局の横の連携が不可欠と判断。そこで、事業の進捗段階別に関係部局の役割分担表を作成し、部局を越えた推進チームを結成した。中山間地域の地域農業改革として、チーム主導型のプランである「大規模農業団地」を構築し、候補地を探索した。

#### (2) 候補地選定の基準

- 選定に際して下記の4点を考慮している
  - 〇利用度が低い農地が一定規模でまとまり集積利用の可能性が高い。
  - ○かんがい用水確保が可能。
  - ○標高が高い利点を活かし、生産量の少ない夏場の出荷が可能。
  - ○区画形状や傾斜など一定の整備が過去に実施され簡易な基盤整備により活用が 可能。
- その結果、県内で3つの候補地が選定された。このうち W 地区は、過去に県営農地 開発事業により畑地 34ha が整備され大根の産地となっていたが、近年は、高齢化 により飼料作栽培等、利用度が低下し、さらには、遊休地化、耕作放棄地化が懸念 されていた。
- 推進チームでは、一定の整備された面積がまとまっていること、標高が高く、リレー出荷 に不可欠な夏作キャベツの栽培に適していること等の理由から、市と協議した上で候 補地として選定した。

# ③ ステップ 2

#### (1) 集落リーダーへの事前説明と集落への提案

● 推進チームは、該当集落のリーダーに事前説明を行ったうえで、集落の会合で事業説明を実施。遊休農地の解消に向けて、「農業競争力強化基盤整備事業」等の国庫事業等を有効活用し、圃場再整備、暗渠・用排水路等関連施設の補修、獣害対策等の実施を提示した。なお圃場整備については「農業経営高度化促進事業(促進費)」により地権者負担が実質「ゼロ」となることを示しつつ、事業参加への協力を求め、関係機関と連携し「人・農地プラン」を推進チーム主導で作成している。

# (2) 地域外、県外を含めた担い手の募集

● 地域内の既存の担い手に同事業を説明し、キャベツ栽培に取り組む意向を調査した

表 10 推進チーム内の役割分担表

_					●主担当	O剛担当	△相互連携	
	番号	項目	内 容	大規模団 地推進担 当	農業基盤課			借書
	M 73				企面調査G	ほ場整備G	土地改良G	34.43
	1	事前調査	・生産基盤を基本に大規模団地推進について農林水産事務 所・農林事業所、関係機関との調整(基本構想の提案)	•	Δ	=	Δ	
	2)	地図情報の収集整理	<ul><li>・水土里情報を活用した地図情報等の事前収集 (基盤整備事業の実施状況など既存資料の収集)</li></ul>	•	△ 資料提供	Δ	-	
1	3)	候補地選定	・地図情報を基に生産基盤、地域意欲を検討し選定 (ため治等の水源、ほ場整備の実施状況、担い手の状況)	•	△ 資料提供	Δ	-	
	4	基本構想の提案	・模想図を作成し、農林水産事務所・農林事業所、関係機 関へ提案(営農計画は関係部署が調整して提案)	•	Δ	-	=	
1	(5)	事業化の調整	・事業化に向け、農林水産事務所・農林事業所との調整 (基本的な合意形成を図る)	•	Δ		Δ	
	6	調査計画の予算化	・必要となる調査項目の検討、費用算定による予算要求 (土壌・気象調査、実証ほ場の費用算定)	•	Δ	Δ	-	
	Ø	調査・実証征場の実施	・土壌・気象調査、実証ほ場の実施 (収量・品質の把握、堆肥投入量は関係部署が整理)	•	Δ	Δ	-	
	(8)	活用事業の検討	実施手段(国庫補助事業)の検討、農政局との調整 (調査計画に活用できる国庫補助・単県事業を検討)	•	0	Δ	-	
	9	事業計画書の作成	・事業採択申請に向け、事業計画書を作成する。 (農林水産事務所・農林事業所と調整を図る)	•	0	Δ	-	
1	B	計画ヒアリング	・事業計画の説明(農政局ヒアリング) (事業採択に向けた計画書づくり)	•	0	Δ	-	
i	(I)	土地改良法手続き	・法手続き、接地計画書の作成	Δ	-	-	•	
	120	土地集積計画調整	・農地集積に関する計画・調整 (促進事業の調整:予算要求・申請手続き)	Δ	-	•	1-1	
	(1)	工事実施・工程管理	<ul><li>・土地改良事業の実施[基盤整備促進、農業競争力等] (工事進行管理、権利関係の調整)</li></ul>	Δ	122	•	Δ	
酸酸	00	予算管理	・補助申請、決算、経越等	Δ	-	•	Δ	

#### 資料) 県資料

ものの、借入希望を示した地域内の担い手は少数であった。そこで、地域外から担い 手を募集したところ、県内・県外(農外企業が資本参加した法人)の農業法人が 参入の意思を示した。

- 推進チームでは、地区外の企業等の参入選考に際しては、安定した出荷先等の販路を判断材料の一つとしている。それは、実需の要望(マーケット・イン)を踏まえた売れる農産物の生産となること、販路を持った担い手が地域に参入することで地域内の農家への生産拡大等の波及効果が期待できるためである。
- 現地で実証圃場を開設し、栽培条件等について試験を実施し、栽培適性を確認することで、入植後の担い手の農業経営の安定化に寄与するなどの参入希望の担い手に対する支援を実施している。



図 15 W地区の事業実施前後の状況

資料: 県資料

# ④ ステップ3

- 圃場の再整備には一定の工期を要するため、借地料を早期から受け取れる地権者と 受け取れない地権者が発生する懸念が生じた。そこで担い手は、整備前も含めた全 農地を借り入れることで、全地権者が同時に借地料を受け取れるよう配慮している。
- 一方、地権者は、農地集約化への協力で得た「地域集積協力金」については、地域の担い手を育成するために利用するとして、担い手に提供し、担い手は獣害対策の費用の補填等に利用するなど担い手と地権者の連携関係が構築されている。

# ⑤ 事例のポイント

- 高齢化した中山間地域では、下からのプラン作りは難しいため、推進チームによる上からのプラン(大規模農業団地)を提示。
- 推進チームは、部局を越えた横の連携が必要なことから、役割分担表を作成し、担当 と責任を明確化。
- 参入企業等の選定では、既に販路等があることを重視。経営の安定化と地域への波及効果の両方を期待。
- 地権者と担い手の連携関係を構築。

# ■ 事例7:大規模借地経営自らが農地の調整主体となる面的集積

# ① 背景と課題

● 大区画圃場整備地域S区では農地の出し手は多いが、受け手は少ない。このため 農地の受け手市場が形成されており、出作による大規模借地経営が活発に展開して いる。この中で、S区最大のNH経営(50ha 規模)では、経営耕地の多くを大幅 に脱農化が進んだKD集落で確保している。だが、同集落では他の借地経営も農地 を集積してきている。当面の課題は、複数の借地経営が出作先集落内農地の棲み 分けを図ることである。

#### ② 集約化を可能にした条件と対応方向

#### (1)農地流動化の条件

● 兼業深化、土地持ち非農家化。農地の受け手市場の形成 = 少数の専業的担い手による大面積の農地集積が容易な条件。大区画圃場整備の進行 = 脱農と大量の農地供給を促進、かつ大区画化の条件が完備。

#### (2) 大規模借地経営の展開条件

● 何処の集落でも自由に出作できる=規模拡大が可能。特に離農が顕著な出作先 集落では大量農地の集積が可能。同集落では入り作の借地経営を農地の受け手と して認知。

## (3) KD集落における借地経営群の面的集積の条件

● ほぼ離農が完結しており、入り作者群による農地分割・団地化が可能。同集落では 入り作者群による自由な農地利用調整ができる。結果、農地の団地化がなされる。

## ③ 事例のポイント

- 農地流動化の条件:農地の受け手市場形成と大区画圃場整備の進行。
- 大規模借地経営の展開:特に離農が顕著な出作先集落では大量農地の集積が可能。
- 大規模借地経営における面的集積の条件:離農がほぼ完結した出作先集落では 入り作者群による農地分割・団地化が可能。
  - 〇上記のような諸条件が整えば、出作先集落で大規模借地経営群の面積集積が 実現されることになる(図 16 参照)。

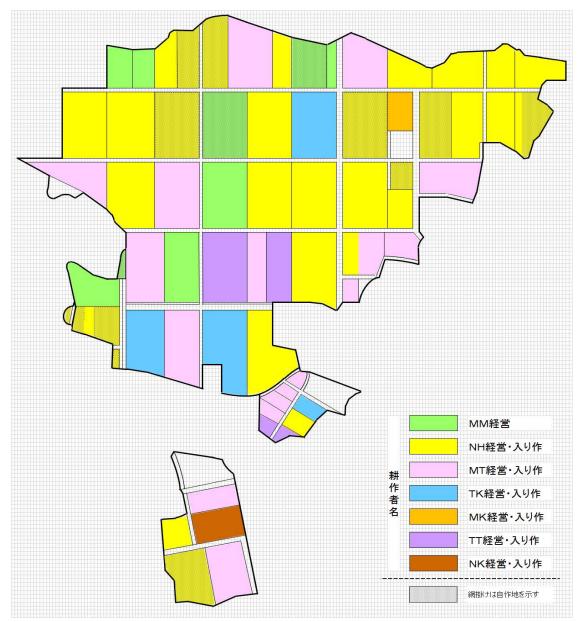


図 16 K D集落における耕作者のほ場配置状況

# ■ 事例8:町農業公社主導による大規模借地経営の農地の面的集積

# ① 背景と課題

- NZ町は30a区画条件下、農地の貸し手は多い反面で借り手は少ない=農地の借り手市場にある。それゆえ、借地面積率が高く、農業の担い手としても大規模借地経営が活発に展開している。人・農地プランの範囲は町一本であり、同プランが優先された中で農地中間管理事業が遂行されてきている。
- 町農業公社が存在し、農地流動化の事務・事業を司っている。農地の借り手市場の

もと、農地の貸し手は「誰か耕作して欲しい」と農業公社に頼み込んできている。貸し 手は公社に「とにかく任せた」という姿勢。戦後団塊世代が厚い中、そのリタイア、離農 も開始されている。こうした状況下において大規模借地経営では圃場分散状態にあり、 農地の面的集積が課題とされている。

## ② ステップ1:町農業公社による「農地交換」=農地借り換え

- 大規模借地経営が農地団地化の要請を農業公社に申請。
- 農業公社は「どう借り換えたいか、お互いで纏めなさい」と図面作成を勧める。
- 大規模借地経営が「農地交換」の色塗り図面を作成する。
- 農業公社は同図面に沿い、利用権設定解除と利用権再設定の手続きを行う。
- 同時に、農業公社は農地標準賃借料の中田を基準とした地代統一化のもとで、農地交換を進めた。

## ③ ステップ2:地代統一化の流れ

- 農業公社が大規模借地経営に「交換農地の小作料は上田であっても、中田の金額 にする」と提唱する。
- 小作料中田への統一化について、農業公社は大規模借地経営から了解を得る。

# ④ ステップ3:地代統一化実現の背景・論理

- 基本 30a 区画という圃場条件で、小作料を統一させやすい。
- 農業公社が借り手、貸し手に対して強力なリーダーシップを発揮した。
- 農業公社は利用権設定解除、利用権再設定の際、貸し手と借り手たる大規模借 地経営とは顔を合わさせない。
- 貸し手は農地の借り手が少ない環境下、耕作者がいれば誰でも良く、小作料水準に 拘れない状態にある。

# ⑤ ステップ 4

#### (1) 先進的な I N地区における農地流動化の動き

● I N地区は大規模借地経営の展開、及び「農地交換」が最も盛んな地域である。

● 大規模借地経営は、町1位規模の(有)A経営(140ha 規模)、2位のB経営(100ha 規模)、続いてC経営(60ha 規模)、D経営(40ha 規模)が存在する。大規模借地経営4経営体は自主的に「私の農地はここ、貴方の農地はここに」と地区内圃場の色塗りによる農地交換図面を作成した。それを受け、農業公社は利用権設定解除→利用権再設定の手続きを行った。こうしたことにより、大規模借地経営4経営体の圃場群はIN地区内でエリア分けされた。

#### (2) (有) A経営=140ha 規模の圃場配置状況

● 30a 区画条件、140ha 規模の条件から見ると、農地は纏まってはいる。最遠の圃場 距離も I N地区内の 2 km に過ぎない。そのため、農業公社も圃場の纏まり具合は トップクラスと評価されている。ただし、農地の集約度合いは未だ十分とは言えず、面的 集積が実現された状態にはない。

#### (3) (有) A経営における今後の方向

● 戦後団塊世代のリタイア、離農が進む中、圃場間の隙間がいっそう埋まるような農地集積が進行する。同時に戦後団塊世代の離農は農地交換をより促せる土地ファンド拡大に直結する。こうして、完全な意味で農地の面的集積が実現されていくものと思われる。また、こうした動きは I N地区内の他大規模借地経営は無論、他地区の大規模借地経営にも広がるものと見込まれる。

# ⑥ 事例のポイント

- 農地の借り手市場条件下、大規模借地経営に対し、町農業公社が「農地交換」= 農地借り換えを遂行。
- 農業公社による地代統一化→「交換農地の小作料は上田であっても、中田の金額 にする」。
- 地代統一化実現→借り手市場を背景としつつ、貸し手としても借りて確保が優先であり、小作料水準に拘れない状態。

## 参考資料

- 1. 農地集約化ガイドブック 2020 年版 https://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/farmland/support\_farmland\_cons olidation\_20/
- 2. 農地集約化支援ガイドブック(簡略版)2020 年度 https://fmrp.dc.affrc.go.jp/download/dl\_files/support\_farmland\_con solidation\_20\_1.pdf

#### 担当窓口、連絡先

外部からの受付窓口:

農研機構 中央農業研究センター 研究推進部 研究推進室 広報チーム 029-838-8481 (代表) koho-carc@ml.affrc.go.jp

「農研機構」は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のコミュニケーションネーム(通称)です。

